

○3番（三林 浩君） 3番、三林 浩です。よろしくお願いいたします。

事項に入る前に、来年2017年は東員町として50年の節目に当たり、それを歓迎するかのように、この8月11日には東海環状道の東員インターが開通し、東員町として今後の発展に向け、フォローの風が吹いてきているような気がします。

また、姉妹都市として友好親善提携をしている三重県の大台町とは来年で20年になります。行政としても何かを考えていると思いますが、お互い切磋琢磨し、東員町に住んでいてよかったと思えるまちづくりを考えていきたいので、どうかよろしくお願いいたします。

さて、本題に入ります。

今回の一般質問で、私は2つの事項について質問をいたします。1点目は危機管理の向上について、2点目は歩道整備についてです。

それではまず1点目の危機管理の向上についてから質問をいたします。

1. 桑名市消防署東員分署から東員消防署に変わったことによりメリットとデメリットは何ですか。また、東員消防署と独自の提携などを考えていますか。

2. 火災時の東員消防署と東員町消防団及び自警消防団との役割分担はどうなっていますか。

3. 火災時にサイレンを鳴らさなくしたと聞きましたが、そこに至った経緯と理由は何ですか。

以上につきまして、答弁よろしくお願いいたします。

○議長（三宅 耕三君） 伊藤通数生活部長。

○生活部長（伊藤 通数君） 三林議員の危機管理の向上についてのご質問にお答えいたします。

1点目の桑名市消防署東員分署が東員消防署に変わったことのメリット・デメリットについてのご質問でございますが、昨年度まで責任者でありました分署長につきましては、消防法上、消防吏員に位置づけられており、消防長の許可を得なければ必要な措置を行えない立場でありました。そのため、許可を得るために消防本部を経由させなければならず、消防事務の処理に時間を有しておりました。

一方、消防署長につきましては、消防長と同様に消防法に基づく「法的権限」や各種事務専決事項が与えられており、さまざまな業務を消防署長権限で行うことが可能になりました。

消防本部を経由させる時間を有しなくなったことで「救急搬送証明」や火災時の「罹災証明」の発行業務をはじめとした多くの消防事務が迅速に行えるようになり、処理時間の短縮という点について大きなメリットが得られております。また、デメリットにつきましては、現在のところ特に感じるものはございません。

2点目の火災時の消防署と消防団及び自警消防団の役割分担についてのご質問でございますが、火災時の消火活動については、消防署の指揮下のもと、消防団員が後方支援を行います。消火活動後、消防署職員は次の火災に備えて消防署に戻らなくてはなりませんので、消防団が残火処理や現場の監視など、一連の消火活動の中で重要な任務に当たっていただいております。

消防署と消防団の関係は「車の両輪」だと考えております。どちらが欠けても円滑な消火活

動は難しくなります。

さらに、火災時だけではなく平時からの連携も必要であり、消防団の夏季訓練など、定例訓練の指導についてはもとより、平成30年度に開催される三重県消防操法大会に参加するための指導をお願いし、関係強化に努めております。

また、自警消防団におきましては消防団から引き継ぎ、残火処理や再燃防止のため監視を行っていただくとともに、平時におきましても町内設置の消火栓や消火栓ボックス内の備品の確認等を行っていただいております。

3点目の火災時にサイレンを鳴らさなくなった経緯と理由についてでございますが、サイレンの吹鳴は消防団への非常招集としての役割を担っておりましたが、新たな伝達手段として、消防司令センターから消防団役員が所有する携帯電話に直接音声で伝達する順次指令、あわせて全消防団員へEメールを送信し、火災現場の詳細地図を添付できるシステムが普及したことから、本町といたしましては、本年11月から火災時におけるサイレンの吹鳴を廃止することに至りました。

なお、住民の皆さまにおかれましては、火災情報について桑名市消防本部「災害問い合わせ電話」（21-7777）で確認していただくことができます。広報等を通じて啓発してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三宅 耕三君） 三林議員。

○3番（三林 浩君） 答弁ありがとうございます。

そこで少し気になったことなんですが、サイレンを鳴らさなくしたという理由としまして、消防団の招集をするためにしていたということなんですが、私が思うには、サイレンを鳴らすということは、もちろん消防団員たちに招集をかける意味合いもあると思うんですが、火災現場の周りの住民たちにも火事だぞというふうには知らせることもあると思うんですね。そういうことがなくなるということは、例えば3軒、4軒離れた隣が火事であっても、消防車が近づくまでは全くわからなかったということになってくると思うんです。そうしますと、ある意味何事もそうなんですが、住民で協力し合っていこうというふうなことはできなくなると思うんですよ。その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（三宅 耕三君） 伊藤生活部長。

○生活部長（伊藤 通数君） すみません、ご懸念の部分についてお答えさせていただきます。

先ほど三林議員から言われましたように、消防車両はサイレンを鳴らしながら最低でも2台は現場に向かいます。火災の通報を受けまして1分から2分以内には出動をいたします。その段階でサイレンを鳴らして現場に向かいます。最長のところでも9分以内には到着ができるという想定でございます。

それでありますので、かなり手前のところからサイレンが鳴り響いてくるところは地域の方もわかると思いますし、状況の中で近くに寄ってくるなというようなところは、消防車の吹鳴するサイレン2台の部分で、かなり理解していただけるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（三宅 耕三君） 三林議員。

○3番（三林 浩君） 9分以内に現場に着くということなんですが、恐らく東員署はそういうふうにつけれると思うんですね。心配なのは東員町消防団、これが役員の方には直接電話が入って、それ以外の団員の方にはメール等でいくといったときに、常にそうすると、携帯を身につけていなければならないというふうになると思うんですよ。そうしたときに本当にそれができるのかな。

例えば火災というのは、いつ起きるかわからない状況だと思うんですよ。朝起きるのか夜なのか、夜中なのかと。特に昼間は、今の東員町消防団の方はほとんど仕事を持っていまして、普段仕事を中心に消防活動をやられていると思うんですけれども、そんなときに携帯を常に身につけているかといいますと、企業によっては、つけてられない場合もあるんですね。そんなときにメールだと気づかないということが、すごい懸念されると思うんですが、その辺は大丈夫だと考えてみえるのか。

あと、本人へのメールですと、夜中ですと就寝している状態だと思うんですけれども、一般的には。今までですと、サイレンですと、家族の方が「サイレン鳴っているよ、行かなくて大丈夫」と言って、周りにも協力してもらえるんですよ。それが本人しかわからないような伝達方法となりますと、周りにもわからないし、昼間でありまして、会社勤務をしていて会社のほうが気づいて「出勤したらどうなんですか」と言われるんですけれど、かわることによって個人しかわからなければ、周りの方が知らないものですから「おまえ何しに行くんや」というやりとりも出てくると思うんですね。

そういうことが繰り返されると、今までは堂々と東員町のために出動という意気込みでやっているんですけれども、そういうことがだんだん増えてきますと、まあいいか、というような気持ちになる可能性もあるんじゃないかなと。その辺の心配事がたくさんあると思うんですけれども、対策等はどのようなふうを考えてみえるでしょうか。

○議長（三宅 耕三君） 伊藤生活部長。

○生活部長（伊藤 通数君） まず一番わかりやすい電話の、各役員の方に直接火災が発生したという電話が入るシステムがございますけれども、これは今、役員の方のみとなっております。これにつきましては、もう少し班長さんの数を増やすことも可能であります。

Eメールにつきましての気づいていただく会社なりに勤務中等でございますけれども、2社ほど確認をいたしました。サイレンのほうも工場の現場におられると、サイレンはなかなかやっぱり気づかないというのがありますし、会社によっては携帯電話を現場までは持っていけないという決めがある会社もございました。その辺を協力していただいております事業所には、会社の代表のEメールのほうへ送信をさせていただいて、火災が発生したと、まず会社のほうも同時に連絡をさせていただいて、また団員の方が気づかないようであれば会社のほうから伝えていただく。その辺も協力はしていただければいい話でございます。

また、特に町外の勤務の方によりまして、サイレンであると、やっぱり気づかない部分がご

ございますので、そういったところも今後ご協力をお願いしていきたいと思います。

また、家族の方につきましての周知といいますか、連絡になるんですけども、先ほど言いました消防署のサイレンもあわせて、Eメールもこちらのほうの勝手な言い分かもわかりませんが、火災のときのメールの音を変えていただければ、家族の方もその辺もご存じであれば、火災のメールが来ているよというようなこともご連絡をいただけるかなというふうに考えております。

ただ、いろいろな問題も出てくるとは思いますけども、いろんなことの体制は皆さんの今後の運営の中で調整できるものは、いろいろ調整させていただきたいというふうに考えております。

○議長（三宅 耕三君） 三林議員。

○3番（三林 浩君） ありがとうございます。

今のお話を聞いてますと、今後問題が具体的に出てくれば、その問題について改善を行っていくというふうに理解をしましたんですが、変える前に、ちょっと最初に戻るんですけども、今まで東員町というのは、私が知っている限り、ほぼ50年間なんですけれども、サイレンをずっと鳴らしてきたと思うんですね。回数にしましても、昨年ですと、民間火災というのは建物火災はたしか3件ぐらいだったと思います。

だからそんなに数も多くないし、本当に鳴ったときにみんなで助け合うと。消防に携わっている方だけでやるんじゃないかと、みんなの協力を得ながらやっていくというのが一番いいんじゃないかなと。そうしないと、今までは消防団の方たちは恐らく正義感だとか使命感を持って、自分たちがやらなければいけないというふうに思って活動していると思うんですよ。これがサイレンが鳴らない携帯だけの連絡となりますと、非常に最悪の考え方なんですけども、知らなかったで済むかなと。最悪の考え方ですよ。

そうなってくると火災というのは待ってくれませんので、今まで例えばほとんどの団員が出動していたのが、携帯気づきませんでしたとなった場合に出勤人数ですね、この辺も減ることが懸念されますし、減ったことによって最悪消防車が出動できないと。たしか1名では出すことはできないというふうに私は聞いているんですけども、そういうことすら、人が来るまで待機をずっとしてなければいけないと。

そうすると先ほど部長がおっしゃった東員署と東員町消防団というのは、二人三脚というか前輪だというふうにおっしゃってましたが、結局本職だけが活動した形で、東員消防団が何をしているかというのが、最悪町民からもわからなくなってしまうんじゃないかという私は懸念をしているわけです。

そういうことを加味して早急に、現場でやっているのは、第一線で現場でやっているのが団員の方たちですので、その団員の方たちの意見をしっかりと聞いて、再度本当に鳴らさなくていいものかどうか、この辺を検討していただくということはどうでしょうか。

○議長（三宅 耕三君） 伊藤生活部長。

○生活部長（伊藤 通数君） すみません、三林議員のおっしゃることはよくわかります。

最終的に皆さん、団員の方々お一人一人の意識と申しますか、対応をしていただく、また訓練の成果に違いがあるかもわかりませんが、今後はそういった今度は連絡方法も含めた訓練をしていただきながら、火事のほうに対応していただければなというふうに考えております。

ただおっしゃるとおり、今まで消防団の役員さんの方々と接触が我々は多く、末端の団員の方の意見を聞く場というところがなかなかなかったのは事実でございますが、今後はそういったところも含めてお話を聞くなり、調整もしてまいりたいと思います。

ただし、今回のサイレンの吹鳴についての是非と申しますか、やるやらないの部分は予算的なこともありますし、今回のシステムの改修には、この吹鳴する部分を省いておりますので、今直ちにサイレンをやめることをやめると申しますか、復活させるということは今のところ考えておりませんので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三宅 耕三君） 三林議員。

○3番（三林 浩君） すみません、もう一つ質問させていただきたいんですが、火災時のサイレンはやらないということなんですが、例えば風水害だとか地震だとかいったときには、そういうサイレンというのは鳴らすのでしょうか、鳴らさないのでしょうか。

○議長（三宅 耕三君） 伊藤生活部長。

○生活部長（伊藤 通数君） 今の防災のマニュアルの中にはサイレンを吹鳴するマニュアルがございます。ただしそれは東員町全体にかかわる部分、ここはなかなか津波というところがございませぬけども、そういった前提があった中で手動で鳴らせるシステムはございます。

ただ、その前にかかりの状況は把握はできます。緊急な地震は難しいかも知れませぬけども、ほとんどその場合は音声で呼びかけるというのが基本にあります。

○議長（三宅 耕三君） 三林議員。

○3番（三林 浩君） すみません。これは私個人の意見になるのかもわからないのですが、町全体にかかるという意味では、火災も私は全体にかかってくるんじゃないかなというふうに考えております。私自身は東員町消防団というのは、なくてはならない組織の一つだと強く思っております。ですので、そういうふうにメールでやりとりをして、報告だけならいいんですけど、メールの後に団員たちは出動せないかんのですね。やっぱり現場が第一ということで、一分一秒早くすると。私が思うには、サイレンよりも新しいやり方というのは、時間タイムとしては遅くなるんじゃないかなという懸念はしております。

とはいうものの、だめだということではないんですけども、ただ業務的な作業にならないように検討していただいて、変えていく勇気も持っていただきたいなというふうにお願ひしまして、1点目の質問はこれで終わります。

次に2点目の歩道整備についての質問をいたします。

1. 東員インターが開通したことによって交通量が増え、渋滞や歩行者の危険が懸念されますが、本町としてどのような対策を考えていますか。

2. 東員町内の歩道を見ますと、利用価値のないような歩道や人とのすれ違いができない歩道、狭い歩道、また地面が凸凹して危険なところがたくさんありますが、本町としてどのよう

な考えですか。

以上につきまして、答弁よろしく願いいたします。

○議長（三宅 耕三君） 近藤行弘建設部長。

○建設部長（近藤 行弘君） それでは歩道整備についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず東員インターチェンジ開通に伴う安全対策、これでございますけども、このインターチェンジの開通によりまして、議員ご懸念の交通量の増加に伴う交通渋滞の緩和や歩行者の安全確保としましては、直結する国道365号の4車線化、これを早期に完成していただきまして、歩行者の安全確保を県に要望してまいりたいと考えてございます。

そのほかに、中央戸上橋北から町の総合文化センター東までの間の渋滞緩和、これにつきましてはバイパス道路計画を本年度、桑名建設事務所において事業化していただいておりますので、これもしっかり早期に完成をお願いしてまいりたいと思います。

あと、狭いところなんかは用地買収が困難でございます。そういったところは歩道スペースの確保ができないということで、既存の路肩を利用して、狭いながらも車両と歩行者を分離する安全確保を行う事業を実施していただいております。これはもう三重県のほうでやっておりますけども。

次に町道の歩道整備の関係でございますけども、これにつきましては自治会、学校等々の要望がある危険箇所等を中心に、教育委員会、いなべ警察署、三重県桑名建設事務所、こういった関係部署が協議する交通安全プログラムというのがございます。そこにおいて精査をいたしまして、国の交付金事業、これを利用して順次整備をしてまいります。

次に、狭い歩道や凸凹がある危険な箇所ということでございますけども、現在、笹尾地内の幹線道路の通学路、これの歩道につきましては、安全確保のため、計画的に改修を行っているところでございます。これにつきましては本年度何とか終わらせるように頑張っておりますけども、なかなか国の社会基盤整備事業の補助金が来ませんので、その辺もしっかり再度要望をしていきたいと思っております。

あと、道路パトロールとかで発見しました危険箇所の補修については、現業の作業員の皆さんや職員で行ってございますけども、職員で対応できない場合につきましては業者に依頼して補修を行っております。

いずれにしても、社会基盤整備というのは、取捨選択しながらしっかり財政事情等々勘案しまして、これから順番に行っていきたいと思っておりますので、どうかご理解いただきますようによろしく願い申し上げます。

○議長（三宅 耕三君） 三林議員。

○3番（三林 浩君） 答弁ありがとうございます。

おっしゃっている内容はよく理解はできるんですが、今後のことにつきましては今後のことで、そういうふうに整備をしていただきたいのですが、今回質問の中で私が強く強調したいのは現状の歩道ですね、歩道幅というんですかね、歩行者が通れる歩道幅というのは歩道

法というのがありまして、ご存じだと思うんですけど、基本2メートルと。2メートルというのは、多分すれ違いができるという意味を含めて2メートルと。今、部長さんもおっしゃったように、地形によっては2メートルが確保できない箇所については1.5メートルでもいいよというふうになっていると思うんですが、そうしたところを見ましても、1.5メートルもないところが、町道だけじゃなくて県道、国道のところでも結構東員町内で私が見る限りありました。

なおかつ幅が確保されていまして、逆に草が3分の1ぐらい歩道を覆っていて、結局見ただ目上、狭くなっているというふうなところもございます。この辺をたとえ県道であっても国道であっても、どういう内容でまず要請をしていただくのかということと、もし要請をただ出しただけで、回答までいただいているのかどうかということら辺もあるんですけども、もしそれが無理というか、何も回答がないから進んでないということであれば、これは一つの提案なんですけども、じゃあこちらでこういうふうにしますよと、やってよろしいですかということも、県なり国なりに言ってもいいんじゃないかなと。そういうことで各自治会なり、私らがそこで草刈りをするなり整備をするなりしても、町長が前に言ってましたように、みんなで稼げるような町に一步でも近づけるのではないかと思うんですけども、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（三宅 耕三君） 近藤建設部長。

○建設部長（近藤 行弘君） 答弁申し上げます。

しっかりした答弁になるかどうかわかりませんが、どうしても社会資本整備の中で維持管理というのは、どこの自治体にとっても本当に悩みの種でございます。なぜかという、まず最初に出てくるのが財政事情でございます。当然その中でバランスをとりながらやっていかなきゃいけない。特に今は福祉にお金がかかるという時代になってきましたが、それについても道路の関係につきましては計画的に、かつ集約・再編、これについても課題に対処することが必要だと思います。

具体的なことを申し上げますと、先ほどの草による歩道幅の阻害ということでございますけども、これにつきましては私どものパトロール等々をやっていく中で、発見次第、それについては対処をしていきたいと思っております。

また国・県への要請でございますけども、これについてはしっかり国会議員、県会議員の先生をはじめ、いろんな方を通じまして要望もしてまいりますし、私どもも霞が関へ出向いて要望してございます、各協議会がございまして。

あと、県道につきましては年に1回要望がありますので、その時に関係のクラ建設事務所長さんに対しまして厳しい、私、机を叩いたことがあったんですけども、要望をしております。

それによって回答ですけども、やはり県も一緒のようなことで財政的に苦しいと、取捨選択しながらやっていくんやという回答しかいただけません。けども毎年、本当に危ないところについてはしっかりと要望しておりますので。

あと、町での施行ができないのかということでございますけども、今現在の方法であります

すと、かわって多分できるはずなんですけども、これにつきましても国県道ですが、なかなか町がなぶるといのは、ちょっと力仕事がありますので、その辺につきましても当然お金もかかってきます。だから国県道については、しっかりと国県でやっていただくのが本来の道筋ではないかと思ひます。

以上でございます。

○議長（三宅 耕三君） 三林議員。

○3番（三林 浩君） 事情はよくわかりました。ありがとうございます。

歩道といひましても、一般的には人が通ることになるんですが、現状を見ますと、自転車も通っているのが実情でございます。ただし、自転車が通ってもいいといひのは、自転車が通っていいよという標識があるところについては通ってもいいよと。

こうした場合には歩道幅といひのは、先ほど私、2メートルといひましたが、自転車を通れる歩道幅の標識があるところは3メートルと、たしかなっていたと思ひなんですけども、これにつきましても現状ですね、穴太駅からセブンイレブンへ向かう道路、県道ですね、これの歩道があるんですが、ここは本当に狭いんです。狭いゆえにいつも凸凹であります。

そうしますと、お年寄りや乳母車といひんですかね、ベビーカーといひんですか、これを引きながら歩いていくとガタガタして非常に危ないです。まして見ていただいたらわかるんですけども、ところどころ、昔はU字溝か何かあったんですかね、鉄のコンクリートのふたがふさいであるだけでありまして、そこには取り出しができるように穴も空いてますし、若い女性が歩いたら多分ヒールがそこにはまってしまつてこけるということも懸念されますし、あと穴太駅からすぐのところは歩道の反対側に用水路が走つてます。結構段差もありまして、狭いゆえに片方は用水路、道路側はガードレールなんですけども、ここですれ違いとか、自転車が来た場合に本当に非常に危ないです。現実、私が知つてる方で、自転車に後ろから追突されたといひ方もみえます。

その辺は、先ほど部長がおっしゃつたように、本当に危険なところはいち早く整備をしていただきたいなと。そういうことをもつと発信といひんですか、皆さんで危険箇所を共有、先ほどから各議員の方もおっしゃつてましたけど、そういう危険箇所を共有していくということが私は非常に大事じゃないかなと。

当然これはお金のかかることでもありますので、長い年月の中での計画、これを立てて順番にやっていくしかないのかなと、コツコツと。一番私たちが地元で話をしているのは、結局、話に出しても、県道だから国道だから申請はしていますといひて、回答が全然いただけないといひのか、わからないんですね。だからその辺もクリアにしていけば、多分私たちが行政がやっている苦労もわかつてくるし、すぐにはできないんだなということも町民もわかつてくると思ひうんですね。そういうことがありますので、ぜひお願いをしたいなということなんです。

先ほど言ひました、私は穴太区に住んでおりまして、今、穴太駅からの話をしまし、最近では各地区には団地が結構建ち始めております。団地が建ち始めておりますので、結構国道に即したところに建っている団地もあります。そこから若い方が赤ちゃんをベビーカーに乗せ



て、例えばサンシパークに行くにしても、あそこは国道421号線になるんですけど、穴太の簡易郵便局からサンシパークに行くに当たりまして、ベビーカーで行くと421号線を通って行くんですけども、ここは歩道は全くございません。

そういうこともありまして、東員インターができたことは非常にありがたいんですが、東員インターができた周りだけじゃなくて、町の中が変わってくると思うんですよ。インターができたことによって、今までほとんど通らなかった道に対しても抜け道を探してみたりだとかいうことで、今までは危険でなかったところが危険になる可能性もありますので、そういうことも加味して早急に進めていただきたいなど。そういうことに関して、私たち議員も自治会のほうも協力をぜひしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上をもちまして、私の質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。